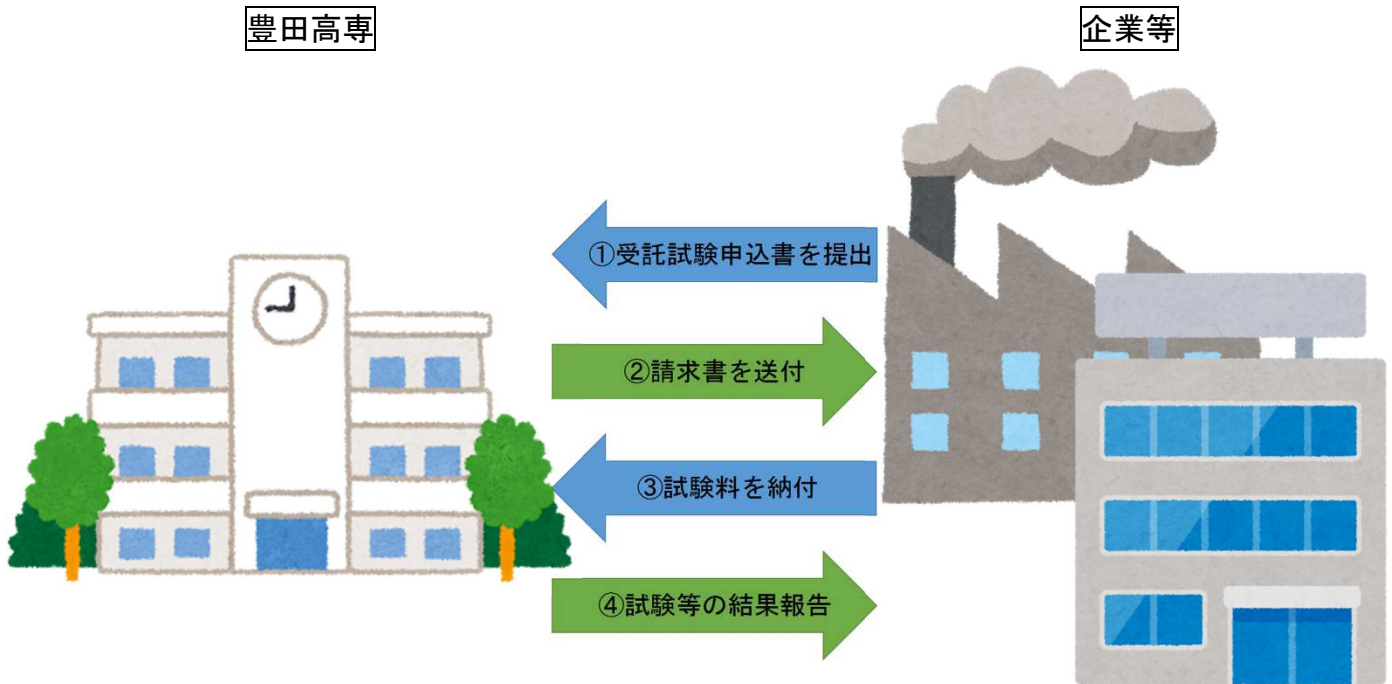


【受託試験】

豊田高専の教育研究上有意義であり、豊田高専の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、企業等からの依頼に応じて、取扱規則に定める特定項目の試験、分析、鑑定等を豊田高専が実施し、その結果を企業等（委託者）に報告するものです。

受託試験に要する経費としては、取扱規則別表「受託試験料金」の金額が企業等（委託者）の負担となりますが、豊田高専の教員に対する謝金は不要です。なお、受託試験料の納付は前納で銀行振込によることを原則とします。



お申込み先

〒471-8525 愛知県豊田市栄生町 2-1

豊田工業高等専門学校

総務課 企画・地域連携係

TEL : 0565-36-5828

FAX : 0565-36-5930

E-mail : soumu (@) toyota-ct. ac. jp

※メールを送信される際は、@の前後のカッコ () を消してください。